令和8年度
『神奈川県食品の適正表示推進講習会資料』

# 食品表示法（衛生事項）

## ～（5）製造所固有記号表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(衛生事項) の (5) 製造所固有記号表示について説明します。

# 一般用加工食品に必要な表示

| | |
|---|---|
| 名　　称 | その内容を表す一般的な名称を記載 |
| 保存方法 | 製品の特性に従い記載<br>食品衛生法により保存方法が定められたものはその基準により記載 |
| 期限表示 | 品質の劣化が早い食品は「消費期限」、それ以外の食品は「賞味期限」を記載 |
| 原材料名 | 原材料をそれぞれ重量の多い順に記載 |
| 添加物 | 添加物の物質名（及び用途）を重量の多い順に記載 |
| 原料原産地名 | 製品に占める重量割合上位一位の原材料の原産地を記載 |
| 内容量 | 重量（重さ）、体積（かさ）又は数量に単位を記載 |
| 固形量<br>内容総量 | 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは、<br>内容量に代えて「固形量」及び「内容総量」を記載 |
| 原産国名 | 輸入品にあっては、原産国名を記載 |
| 栄養成分の量及び熱量 | 栄養成分の量及び熱量を一食分の量等の一定の単位で記載 |
| 食品関連事業者 | 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載 |
| 製造者及び製造所 | 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を記載 |

容器に入れ、又は包装されたもの。（飲食料品を製造し、一般消費者に直接販売する場合等は除く。）

ここでは、製造者固有記号等の表示について具体的に説明します。

# 製造所等の所在地及び製造者等の氏名等

○ 製造所又は加工所の所在地

都道府県名から住居番号まで記載

指定都市、県庁の所在する市は都道府県名が省略可能

同一都道府県内に同一町村名がない場合は郡名を省略可能

輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地

○ 製造者又は加工者の氏名又は名称

個人の場合は氏名（屋号による表示は認められない）

法人の場合は法人名

2

製造所等の所在地及び氏名について説明します。

製造所又は加工所の所在地を表示する場合は、都道府県名から住居番号まで記載します。

指定都市、県庁の所在する市は、都道府県名の記載の省略が可能です。

例えば、横浜市、川崎市、相模原市の場合は、「神奈川県」の記載は必要なく、藤沢市や鎌倉市の場合は、「神奈川県藤沢市」や「神奈川県鎌倉市」の記載が必要です。

製造者又は加工者の氏名又は名称について説明します。

個人の場合は氏名、法人の場合は法人名を表示することになっていますが、個人の方の場合、屋号による表示は認められません。

屋号を表示して、氏名を書いていないという間違いもありましたので注意してください。

# 製造所固有記号

○ 製造所固有記号

●同一製品を2以上の製造所で製造している場合、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（製造所固有記号）をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができる。

●固有記号は、原則1工場1記号

●固有記号の前に「＋」を冠して記載する
【注意】「＋」と製造所固有記号との間隔が広がりすぎないよう表示する

3

製造所固有記号について説明します。

同一製品を2以上の製造所で製造している場合、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（製造所固有記号）をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができます。

固有記号は工場ごとに届け出るもので、原則1工場1記号となっています。

1工場で複数の製品を製造する場合、製品ごとに固有記号を変えることは認められません。

また、固有記号の前にプラスを付けて記載しますが、「＋」と製造所固有記号との間隔が広がりすぎないよう注意が必要です。

# 製造所固有記号

●固有記号として使用できる文字
アラビア数字 （1、2、3・・・）、ローマ字（A、a、B、b・・・）、
平仮名（あ、い、う・・・）、片仮名（ア、イ、ウ・・・）、上記の組み合わせ
●使用できる文字数は10文字以内とする

※製造所固有記号を使用する場合、事業者には応答義務が課される
●製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
●製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
●当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

4

固有記号として使用できるものは、アラビア数字、ローマ字、ひらがな、カタカナがあり、それらを組み合わせて使用することも可能です。

使用できる文字数は10文字以内です。

製造所固有記号を表示する場合、製造者に関する情報が食品表示上で確認できないため、

・製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先

・製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等

・当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

のうち、いずれかを表示する必要があります。

例えば、A工場は神奈川県〇〇、B工場は千葉県〇〇などと製造所の所在地を記載する必要がありますので注意してください。

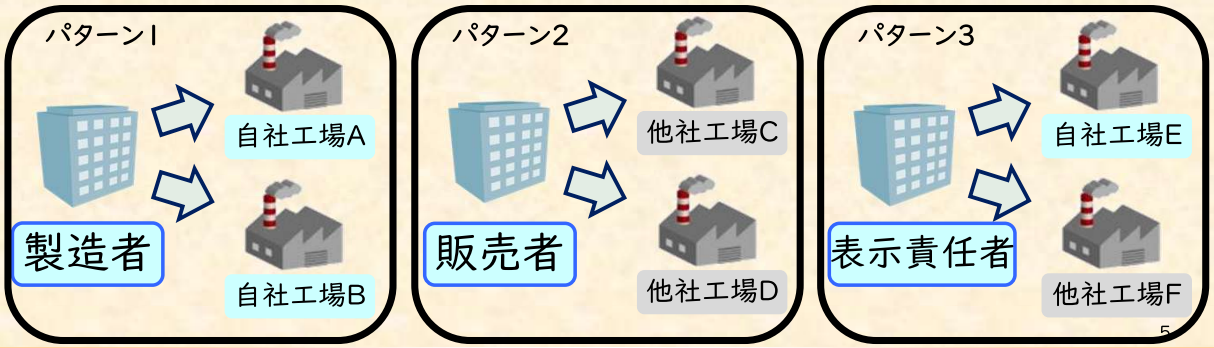
# 製造所固有記号

## ○ 同一製品（※）を2以上の製造所で製造している場合

（※）同一製品：同一の規格で同一の包材を使用した製品

| | |
|---|---|
| 同一の規格 | 原材料及び添加物の配合、内容量等、包材に表示される内容が同一のもの |
| 同一の包材 | いわゆるデザイン部分が同一であるとともに、いわゆる表示部分が同一のもの |

2以上の製造所　以下の例の3パターンが考えられる




製造所固有記号を使える場合には、次の条件があります。

まず、同一製品を2以上の製造所で製造している場合について説明します。

同一製品とは、同一の規格で同一の包材を使用した製品のことです。

・同一の規格とは、原材料及び添加物の配合、内容量等、包材に表示される内容が同一のもの

・同一の包材とは、いわゆるデザイン部分が同一であるとともに、いわゆる表示部分が同一のもの

この2つの条件を満たさないと、固有記号は使えません。

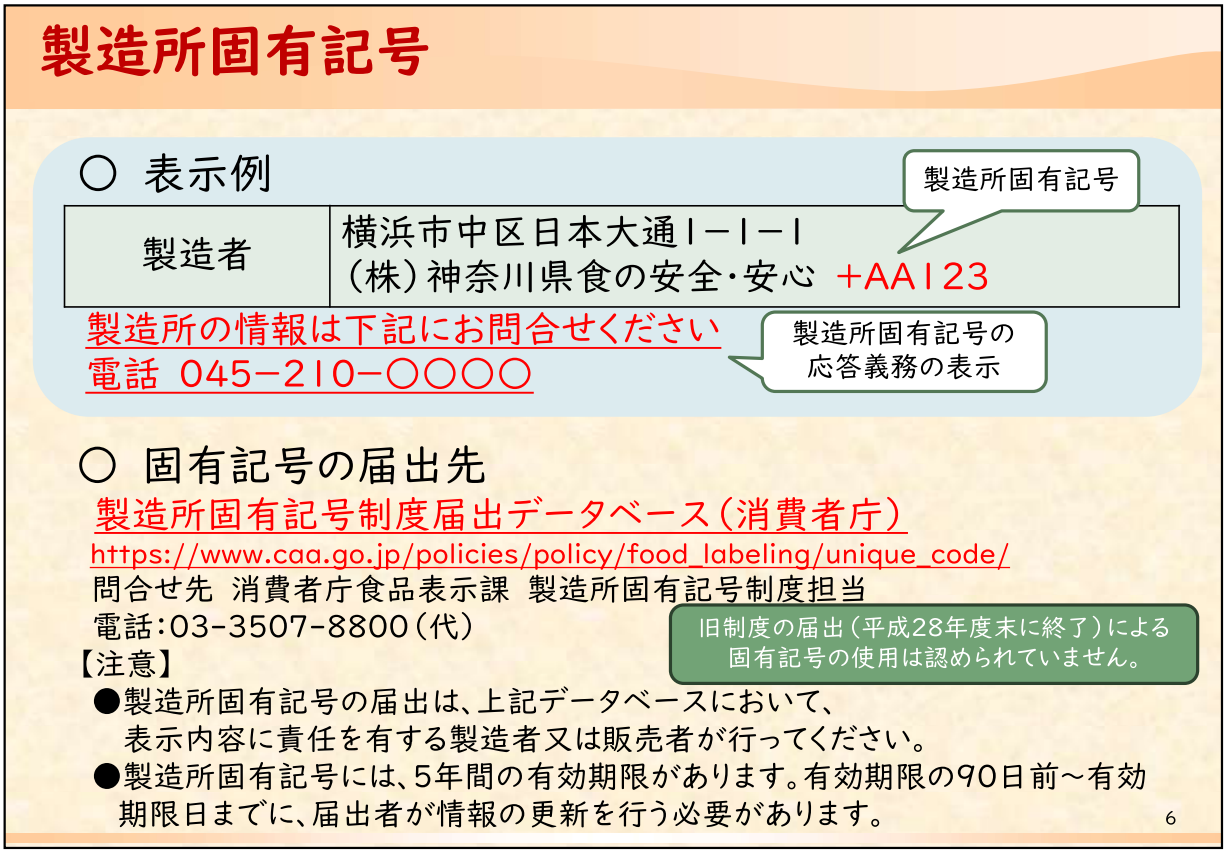
次に、2以上の製造所については、以下の例の3パターンが考えられます。

・製造者が自社工場Aと自社工場Bで作っている場合。

・販売者が他社工場Cと他社工場Dに製造を委託している場合。

・表示責任者の自社工場Eと他社工場Fで製造をしている場合。

また、食品関連業者の住所、氏名又は名称の次にプラスを冠して製造所固有記号を表示しても差し支えないとされています。




実際の表示の具体例です。

製造者として表示する場合、株式会社神奈川県食の安全・安心の後にプラスを冠して、消費者庁に届出た固有記号(例:AA123)を表示します。

また、問合せ先は、情報提供を求められたときに回答する者の情報を表示します。

固有記号は、消費者庁に届け出たものを使用してください。勝手に使うことはできません。

製造所固有記号の届出は、表示内容に責任を有する製造者又は販売者が行ってください。

また、製造所固有記号には5年間の有効期限があります。有効期限の90日前から有効期限日までに、

届出者が情報を更新する必要があります。